

労基署 だより

第177号
(R5.1.6)

TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島県の最低賃金

1時間 **853**円
(R4.10.6~)
※10月6日から県最賃が改定されています。
ご注意ください。

新型コロナ特別労働相談窓口

鹿児島労働局
雇用環境・均等室
TEL 099-223-8239

鹿児島労働局HP
(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)



新年明けましておめでとうございます。
皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
さて、今年は卯年です。ウサギには「跳ねる」という特徴があるため、卯年は景気が良くなる年とも言われています。奄美地域全体がより良く高く飛躍することを期待します。
また、縁起が良いことにご当地の天

然記念物「アマミノクロウサギ」の生息数は近年の調査では増加しているとのこと。それでは、今年もよろしくお願いたします。

名瀬署職員一同

令和4年管内労働災害発生状況(12月末速報値)

全産業	324(96)	+190(8)
製造業	5	-1
建設業	23	+8
陸上貨物運送業	6	+4
商業	45	+30
保健衛生業	216	+152

※右端は昨年比

() は新型コロナ感染除外値

※医療機関でのコロナ感染者の増加が目立っています。
なお、4年ぶりに死亡者の発生はありませんでした。
今年も引き続き労働災害防止活動の徹底をお願いいたします。

★コラム：1on1 ミーティングとは？★

現在、注目されている1on1 ミーティングをご存じでしょうか？
「上司と部下の間で、用事がなくても定期的に行う個別対話」のことです。
私も気になり関係書籍を取り寄せ勉強中です。効用としては、エンゲージメント（絆・愛着）が強まり、意欲向上、離職防止、メンタルヘルスの向上・・・があるとのこと。DX、IT、AI等の時代ですが、人への対応はアナログ的なものが大切なようです。

★労働関連トピックス★
「いよいよ今年4月から中小企業にも適用」

月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%以上になります。引上げ分の代わりに有給の休暇を付与する制度（代休休暇）を設けることもできます。

【実務上の主な留意点】

①時間外労働協定（サブロク）
協定を締結した場合でも法定時間外労働は月45時間を限度としています。これを超えるには特別条項の定めが必要になります。

②就業規則の改定
月60時間を超える法定時間外労働を行っている労働者が存在する場合、少なくとも50%の割増賃金や深夜帯の残業（75%増）の割増率の定め等が必要になります。

【長時間労働抑制の継続的な取組みが必要】

本改正については、割増賃金率の引上げがポイントになります。構造的に長時間労働そのものを抑制する継続的な取組みが今以上に求められているといえます。

※問合せ先

名瀬署 監督賃金係まで

「労基署だより」は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています！